

「さいたま水と生きものプラン」に対する意見募集結果

意見番号	ご意見の概要	該当するページ	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	「図33 緑の構造図」について、「秋葉の森総合公園」全体を赤色波線で含む形へと修正する必要があります。	p. 33	2	ご指摘を踏まえ、修正します。	「図33 緑の構造図」について、「秋葉の森総合公園」が入るように赤線を変更します。
2	「荒川エリア」の「具体的な取組」に、「秋葉の森総合公園自然保護ゾーンで、各団体と連携し、県レッドデータブック掲載種等の希少な生きものの生息・生育環境の保全に努めます。」の一文を加えていただきたい。	p. 83	2	秋葉の森総合公園も、生物多様性として重要な拠点と考えておりますので、ご指摘の点については今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
3	「表1 計画の対象範囲」に「自然環境、経済、社会、政治、技術、行政」を追加して記載いただきたい。	p. 5	1	本計画の対象範囲は国の動向に基づき、自然環境は「環境」に、その他の項目は「文化・社会活動」に含まれるものとしています。	素案のとおりといたします。
4	水と生きものについて地球規模の説明だけでなく、さいたま市の現状も追加すべきと考える。	p. 6	1	さいたま市につきましては、第3章で記載しております。	素案のとおりといたします。
5	さいたま市の水循環を具体的に記載すべきと考える。	p. 7	1	さいたま市につきましては、第3章で記載しております。	素案のとおりといたします。
6	さいたま市における生物多様性について記載すべきと考える。	p. 8	1	さいたま市につきましては、第3章で記載しております。	素案のとおりといたします。
7	第2の危機 自然に対する働きかけの縮小による危機について、さいたま市の野生動物の確認状況が記載されているが、さいたま市に生息している哺乳類の現状及び変化を調査しているのであればその結果を表として記載すべきと考える。 生物の多様性だけを考えるのであれば、さいたま市に生息している哺乳類の種類が増加をすることは、ネイチャーポジティブとして好ましいことと考える。	p. 9	1	生物種の生息状況のデータの提示については、今後の検討課題とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
8	第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機について、「人間により持ち込まれた」、「あるいは導入されたもの」を追加すべきと考える。 さいたま市における絶滅しそうな生物はなにか？そもそも調査すら行われていないのではないかと。気温、雨量、植物、動物などの基礎的なデータとの関連も調査して基礎資料とし、今後の行政、企業、市民活動の基礎として、公表すべきと考える。	p. 10	1	基礎資料については、今後の検討課題とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
9	第4の危機：地球環境の変化による危機について、ツマグロヒョウモンの例を記載しているが、ツマグロヒョウモンの分布拡大は気温の上昇もあるが、公園や個人の庭にツマグロヒョウモンの食草となるスマレ類が冬でも沢山あることも原因とされている。	p. 10	1	ご指摘を踏まえ、説明を追加します。	「ツマグロヒョウモンの分布拡大は気温の上昇が主な要因であるが、他に公園や個人の庭に本種の食草となるスマレ類が冬でも多く植栽されていることから、植栽などの私たち人間活動が生態系に与える影響を考えながら行動することも重要です。」と追記します。
10	生物多様性と事業活動の関わりに事業活動に行政も含まれることを明記すべきと考える。 さいたま市の生物多様性はどのようなことによって、影響を受けてきたのか。どのような理由でさいたま市の生物多様性が悪くなったのか鉄道、道路、住宅開発か？それらを明らかにする。更に、それを止めるための手段手法を記載すべき。	p. 12	1	ここでは、事業活動と生物多様性との関わり概念としてを示しております。	素案のとおりといたします。
11	(1) 地形 P21の「中央部は大宮台地」とする一方P24(4)では「中央部に広がる見沼田圃」と記載されており矛盾しているため表現を統一すべき。	p. 21	1	ご指摘を踏まえ、見直します。	P21では「市の西側は～」を「大宮台地と周囲を広がる低地からなっています。」に変更します。
12	図22を詳細な植生図に置き換えてください。	p. 22	1	本図は、さいたま市に残存している緑地（水域含む）を一目で把握できるように単純化したものとなります。	素案のとおりといたします。

13	表2を5年ごとに比較できるような表に変更してください。また種類数だけではなく、数の変化も生物多様性にとって重要な要素ですので、その量の比較もできるような表に変更下さい。	p. 23	1	表2は本市の生物の概況を示しているものとなります。	素案のとおりといたします。
14	(4)重要拠点の保全で、「多様な生きものの生息 生育の場」と「ビオトープ」は同じ意味で重複しているため、ビオトープは削除すべきです。	p. 24	1	ご意見を踏まえ、記述を見直します。	ビオトープを削除します。
15	(5)生態系ネットワーク 「有機的に繋ぐ」と記載されているが、分かりずらいため、具体的な手法を記載すべきです。	p. 24	1	具体的な手法については、今後プランを推進していく中で検討してまいります。	素案のとおりといたします。
16	(6)外来生物対策 公園建設や道路の並木、各種緑化など本来さいたま市には自生していない植物を大量に植栽することは、地域植生を変化させ、本来の生態系を破壊していることを課題記載するべきです。 また、本計画のいちばん重要な、生物多様性の損失を止めるための手立てを記載する必要があるのではないかと。	p. 25	1	緑化や植栽において、地域の植生に配慮することは重要と考えます。いただいた内容は、今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
17	(7)保護地域等の現状 色々な既存の資料を寄せ集めただけで、さいたま市の生物多様性の変化と現状が示されておらず、さいたま市の生物多様性の評価が示されていない。生物多様性の劣化原因と劣化をさせずに回復させる手法も示されていないので、具体的手法を記載すべき。	p. 26	1	さいたま市の生物多様性の評価と回復の手法については、今後の課題とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
18	(1)地下水の涵養 水循環の項目として、地下水、水害、下水が記載されているが、さいたま市の水バランスはどうなっているのか記載すべき。	p. 29	1	さいたま市に降る降雨の総量のうち、何割が表流水として公共用水域に流出するかなど水循環関する値の公表は、今後の課題とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
19	(2)湧水の維持や復活 「表土部分をコンクリートやアスファルトで覆うのではなく土を露出させ、樹木を茂らせて」と「既存のコンクリートや、アスファルトを剥がして土を露出させ、樹木を茂らせて」を追加すべき。	p. 32	1	「表土部分を露出させ樹木を茂らせること」や「既存舗装を剥がして土を露出させること」についても重要な視点と受け止めました。いただいた内容は検討する際の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
20	(2)水辺の整備 「市民が親しみやすい」を「生物の多様性に富んで、市民が親しみやすい」に変更する。	p. 35	1	いただいた意見は、今後の参考にさせていただきます。	素案のとおりといたします。
21	グリーンインフラの活用について記載しているが、活用するためには、基本となるグリーンを増やすあるいは現在のさいたま市のグリーンの状況について記載することが必要。	p. 36 ~ p. 38	1	いただいた意見は、今後の参考にさせていただきます。	素案のとおりといたします。
22	計画の目標目指す将来像 「人と自然が共生」を「人といきもの」に変更して欲しい。	p. 40	1	生きものの生息・生育基盤となる緑や水辺も含め、幅広く対象を捉えた表現としております。	素案のとおりといたします。
23	最も重要目標として「生物多様性の損失が止まり、回復軌道に乗り、市民が利用できている都市」が将来像になるのではないかと。「生物多様性がマイナスだった社会からプラスになった社会で、企業や市民がグリーンインフラを活用できている社会」が目標と考える。	p. 40	1	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。	素案のとおりといたします。
24	「生物多様性の損失を止め、回復軌道に転換」できていることが重要なので、この言葉を適当な箇所に挿入してください。	p. 40	1	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。	素案のとおりといたします。
25	2計画の方針 このページのどこに計画の方針が記載されてるのか分からないので記載してください。	p. 41	1	本ページの図は、第2次さいたま市環境基本計画と本計画の関係性を示しているものです。	本ページの図は、第2次さいたま市環境基本計画と本計画の関係性を示しているもので、 「計画の方針」を「上位計画との関係」に変更します。
26	計画全体に渡ってあえて記載を避けている項目として、「生物多様性の損失を止める」がある。基本的に私たちが生きていくためには、生態系サービスが必要で、今までは生態系が生み出す資産以上の資産を消費してきた。そのため生態系は消耗し、総資産の減少を招いているのが現状です。そのため生物多様性の損失量をなるべく少なくし、損失した生物多様性を上回る量の生物多様性を回復する必要があります。そうでなければ持続性は失われます。そのため生物多様性の損失を止める施策、について避けて通らずに記載する必要があります。	p. 46	1	「生物多様性の損失を止める」ための具体的な方法については、「第5章 目標達成のための施策・取組」と「第6章 エリア別計画」に記載しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
27	「30by30目標にどれだけ貢献できるか」と記載しているが、本計画はさいたま市の生物多様性をどのようにして維持、回復、創出をするかを明らかにする計画で、国の戦略に貢献するための計画ではありません。「本市として国家戦力の行動目標である」を削除すべき。	p. 48	1	「30by30目標」は世界目標であり、国の目標でもあります。この目標を達成するには、さいたま市をはじめとした多くの自治体の協力なしでは達成できないことから本市の姿勢を示しています。	素案のとおりといたします。

28	「生物多様性の保全が図られている区域」と記載しているが、すでに保全されている区域ではなく増やすためには、「生物多様性を向上させる区域を増やす」に変更すべき。	p. 48	1	「生物多様性の保全が図られている区域」は国家戦略と表記を併せたものとなります。	素案のとおりといたします。
29	「都市部ならではの自然のあり方を模索」を「都心部ならではの生態系及び水循環の保全」に変更する。	p. 48	1	ご意見を踏まえ、記述を見直します。	「都市部ならではの自然のあり方を模索」を「都市部ならではの生態系及び水循環を保全」に変更します。
30	陸30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」に少しでも近づけるため、さいたま市の保護地域が令和7（2025）年度時点で7.6%と国の目標である30%に比べると低い状態であるので、これを10%にまで引き上げることを目標として記載することを提案する。	p. 48	2	本市の保護区域やOECMを可能な限り増やしていけるよう努めます。いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
31	ア 生物多様性の現状把握 生物多様性基本法の基本原則により地域の自然環境を地方公共団体は守る義務が課せられている。それを遵守するためには、さいたま市内にどのような生物が生息しているのかを知らなければ、それらを守ることができないので、基本データベースとして生物の生息状況を一定のメッシュを切って調査することが必要です。そのデータベースがあって初めて市民や企業等様々な主体がデータを補完、活用することが重要なので、行政による全市調査を行う旨を施策として記載すべきです。	p. 49	1	生物多様性保全において市全体の基礎データ収集は大変重要であり、引き続き、既存データの整理や関係主体との連携を進めてまいります。いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
32	水生生物調査 調査の一例として市内4河川の水生生物の調査が行われていますが、河川の場合は上流及び下流から多くの生物が行き来し、さいたま市内に生息する代表的な生物は把握できていると思われるが、市内各地に点在する池や調節池、農業溜池、公園の池等その地区独特の生物が生息している環境把握と生物相の把握は、さいたま市内の生物多様性の状況をつぶさに表すデータとなり、その生物相を保全する基礎資料ともなるので、河川の調査区域を増やすとともに、これらの止水域及び水田の調査、荒川、見沼代用水などの調査も追加すべき。	p. 50	1	生物多様性保全において市全体の基礎データ収集は大変重要であり、引き続き、既存データの整理や関係主体との連携を進めてまいります。いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
33	P51に記載されている場所の面積及び環境は、とても局所的で、ピンポイントでしかありません。これらの場所の面積を合計してもさいたま市の面積の1%にも満たないのではないかと。そこで、さいたま市内の面積1ha以上の公園、学校、市役所、を自然共生サイトとして環境保全を図り、生物の多様性を回復させることを提案する。	p. 50	1	本市の保護区域やOECMを可能な限り増やしていけるよう努めます。いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
34	・市民ボランティアとの協働による緑地の保全 「樹木選定や下草刈り等の保全活動」と記載されているが、保存緑地は現状その緑地の生物調査調査もせず下草や樹木の伐採が行われ、園芸品種が植えられている。またトラスト1号地では生物多様性保全のためにトラスト1号地を取得するための施肥等元々1号地が保存してきた生物の多様性を著しく変更し、多様性を損なう管理が行われている。これらの場所については、生物の多様性を保全する管理計画を定め、それを公表し管理を行う方式を採用にしないと、さいたま市における財産である生物の多様性を著しく損なう事となるので、「生物の多様性に配慮した管理及び保全活動」に変更すべき。	p. 53	1	ご指摘の通り、生物多様性に配慮した管理と保全活動を実施することは重要と考えます。いただいた、ご提案を踏まえて今後の取り組みの参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
35	イ 公園等における生物多様性の保全 「在来植物による緑化を推進」することを新たに記載すべき。 ただし、さいたま市内には園芸農家も多数あり、現段階ですべての植物について規制することは現実的でないと考えられるので、段階的に在来植物の割合を増加させる方針を作成願います。	p. 54	1	本計画を通じて、在来種の価値を理解していただき、将来的には方針として記載できるよう、今後の課題として検討してまいります。	素案のとおりといたします。
36	❖市民との協働による花いっぱい運動の支援 コンクリートで覆われた場所のコンクリートを剥がし、園芸植物を植えきれいにする。子供の頃から良いことだと教えられてきました。学校の花壇や公園の花壇に沢山の花が植えられ、季節ごとに植え替えられています。でもそれは生物の多様性を損ない、地元の植生を変化させ、生物相も変化させているのです。花を植える行為が、生物の多様性を高めるのか、それとも劣化させるのかを生物の多様性の観点から評価し、行う時代に入ったのではないのでしょうか。	p. 56	2	緑化や植栽において、地域の植生に配慮することは重要と考えます。いただいた内容は、今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
37	3) 外来生物対策 「本来の生息 生育地を離れて本市に侵入してきた動物や植物」としているが殆どの場合人が持ち込んだ生物。アカミミガメ、アメリカザリガニ、ウシガエル、園芸品種が逃げ出したもの、飼料として持ち込まれた植物や街路樹として植えられた樹木、公園に植えられたキョウチクトウ等がある。これらを駆除することはもちろんであるが、新たに外来種を本市に持ち込まないことも施策として実行すべき。そうしないと外来種は増えるばかり。	p. 58	1	p. 58「❖新たな特定外来生物の侵入・拡散防止と防除」で新たに外来種を本市に持ち込まないことを示しております。	素案のとおりといたします。
38	公園でノネコをよく見かけるが、これらノネコによる野鳥の捕獲も多いので、アライグマ同様放棄ペットの取り扱いについても、対策が必要なのでここに記載する必要がある。	p. 58	1	動物愛護管理法による対策も踏まえ、今後の課題とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

39	1-2 健全な水循環と安全で美しい水の確保 改定以前の本プランにも雨水の地下浸透を図る旨の記載があったが、さいたま市が建設を進めている与野中央公園の調節池において、底面を舗装して駐車場とバスケットコートにする計画が進行中であることを考えると、市が作成した本プランを市自らが無視していることになる。このような矛盾した行政のプランは信頼度に欠けるので、このプランの職員への徹底を図る項目を新たに作成すべきです。	p. 59	1	ご指摘の調節池は県において整備を進めておりますが、公共事業でも本プランの趣旨に沿った取り組みを推進してまいります。	素案のとおりといたします。
40	本プランの図と本文との関係及び説明が不明なので、本文中に図番号を () 書きで挿入すべき。	p. 60	1	各施策を象徴した図や写真を入れたものでありますので、必ずしも文章と紐づけられたものではありません。	素案のとおりといたします。
41	2 自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進 「市民 企業とも、自然資本の価値に対する認識がまだ高くないと考えられます。」どのような調査を根拠にこの文を記載したのか示すべき。市民 企業の認識を問う前に、さいたま市の行政、教育に携わっている公務員の認識はどうかを同様な調査を行い示すべきです。 企業や市民に課題解決や行動の変容を迫る前に、行政自らがもっと早い段階から、市街化計画等と並行して「生物多様性の損失を止め自然を回復軌道に乗せ、反転させる行動を行ってれば、さいたま市の生物多様性は、もっと良かったはず。ここでは行政自ら課題課組解決と行動変容の促進を行うことを宣言すべきではないか。	p. 67	1	自然資本の価値に対する市民・企業の認識についての記載は、これまでのアンケート結果等を踏まえたものです。 また、生物多様性の保全に向けて行政自らが率先して取り組む姿勢を示すことは重要であると考えております。いただいたご意見は、今後の記述のあり方や施策の検討において参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
42	1) 地球温暖化対策 「動植物の生息 生育環境を保全していきます。」と記載しているが保全する主体は誰ですか？誰がその行為をするのか分からないような文章を記載することは無責任ですので、明確に記載すべき。	p. 68	1	さいたま市が中心となり、市内の企業や市民と協働で実施してまいりたいと考えております。	素案のとおりといたします。
43	グリーンインフラによる課題解決の前提は、その基盤となるグリーンをさいたま市はどれだけ持っているかということです。グリーンが少ないと解決できる課題も少ない。永年の乱開発によりさいたま市のグリーンは本案によれば7.6%しかありません。その7.6%で2030年までに問題の解決ができるとはとても考えられません。グリーンインフラの考えは重要ですが、まず2030年までに7.6%をどのくらいまで増やすかを目標とすべきです。課題解決の結果はその増加に見合ったものになるはずです。	p. 68	1	本市の保護区域やOECMを可能な限り増やしていけるよう努めます。いただいたご意見は、今後の取り組みの参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
44	緑の基本計画 現在の「さいたま市の緑の基本計画」には、生物多様性に対する概念はほとんど入っていません。それは天然記念物のサクラソウ自生地と公園、ランド、農地、すべてが緑として一律にカウントされていることから明らかです。本来木プランの作成時に緑の基本計画を吸収し、新たなプランを作成すべきでした。今回はできないまでも、次回には是非統合プランが作成されることを期待します。	p. 69	1	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。	素案のとおりといたします。
45	1) ネイチャーポジティブ経営に向けた経済の実践 目標達成のための施策 取組が記載されているが、生物多様性を豊かにする直接的な施策については、ほとんど記載されていません。今ある1割にも満たないけなしのさいたま市の生物多様性を利用、消費だけでは、ネイチャーポジティブのネイチャーは増加しません。ここには企業や市民の活動を記載する前に、「さいたま市が主体となる施策 取り組みによって直接ネイチャーをどのように増やしていく」のかを記載すべき。	p. 70	1	ネイチャーポジティブ経営の認知度向上と実践の促進を図るための施策・取組を記載しています。	素案のとおりといたします。
46	1 荒川エリア 「荒れ地、遊休農地の増加」は生物多様性の劣化にもつながっている」と記載しているが、科学的根拠はあるのか？さいたま市の生物多様性はむしろこれらの「荒れ地」によってかろうじて残っている。それは1枚の田圃とその田圃に隣接する荒れた田圃の生物の種類や生物の数を比較すれば判ることです。「荒れた土地」の言葉は、農業を生業する観点からの評価で、いわゆる農業には悪影響を与える植物を雑草と表現するのと同じです。雑草は種類も数も沢山あり、さいたま市の生物多様性を支える重要な植物であることを、さいたま市は認識する必要がありますのでこの表現は削除し適当な文章に置き換える。	p. 81	1	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。	素案のとおりといたします。
47	方向性1 荒川、鴨川「貴重な生きもの」の次に「をはじめ多様な生物」を追加すべきです。また、生育の後に「繁殖」を追加する。	p. 83	1	希少種だけでなく、様々な生きもの の保全に努めます。	「貴重な」を削除いたします。
48	方向性2 荒川第二調節池は現在建設中ですが、さいたま市の環境アセスメントで提出された工事区域以外の箇所においても現在工事が行われており、河畔林を伐採して、資材置き場を拡充、膨大な面積の環境改変が行われている。今後も工事が継続されるが、環境配慮が実践されていないにも関わらず、劣化した生物多様性を更に活用することは、荒川流域の生物多用を著しく悪くし、現在繁殖をしているオオタカの繁殖環境も著しく悪化させることとなる。 「在来種を中心とした緑化」を記載したことはとても重要です。公園、道路、さいたま市の公有地を始め、企業の緑化についても在来種を中心とした緑化が制度化されることを望みます。	p. 83	1	いただいたご意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。	素案のとおりといたします。
49	方向性2 サクラソウ自生地は洪水頻度の減少や乾燥化、訪花昆虫の減少等、湿地性植物の生育環境としては、悪化をしています。また、自生地及び周辺の樹木の伐採は乾燥化を一層促進して、株数の減少は自然の流れとなっています。さいたま市はこの自生地に隣接して公園を設けていますが、その公園の自然度を高め、湿地の回復と生物の多様性を高めることが、特別天然記念物第1号のサクラソウ自生地の生物多様性を守ることになるので、公園の多自然化の促進を行うことを明記してください。	p. 83	1	サクラソウ自生地を所管する教育委員会でも問題視しており、連携を図り、サクラソウの生育環境と生物多様性の保全に努めてまいります。	素案のとおりといたします。

50	方向性2 秋ヶ瀬公園拡張予定地が何処か知りませんが、この地域は河川区域です。したがって公園の建設も多自然川づくりが求められます。また近郊緑地保全地域、鳥獣保護地域等生物の多様性を保全するため多くの法規制がされています。したがって公園を整備するのであれば、これらの自然を利用・消費をする公園ではなく、多様な自然環境を創造し、多くの生きものが生息できるような規模の大きいビオトープ公園を整備する旨記載してください。	p. 83	1	ご意見の内容につきましては、埼玉県とも連携しながら、今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
51	方向性3 荒川流域のミドリジミはここ数年著しく発生量が減少しています。荒川の調節池工事が進む中、洪水による冠水頻度は低下し、ハンノキ林の枯死、減少が増えているのでさいたま市が荒川河川敷に所有する公共用地を利用して、湿地の造成とハンノキ林の復活を行うことを明記してください。	p. 83	1	p83の方向性①の「河川の整備において、周囲の自然環境に配慮した多自然川づくりの維持に努めます。」の中に含まれておりますので、ご理解いただければと思います。	素案のとおりといたします。
52	花いっぱい運動による花の種類について、少しでも在来種の割合を高くすることが必要です。	p. 84	2	緑化や植栽において、地域の植生に配慮することは重要と考えます。いただいた内容は、今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
53	方向性① 「緑地を生きものの生息空間や休息環境として活用するためには、水辺環境や緑地帯とをつなぐ生態系ネットワークの形成が必要である」の「活用」するのは誰か。水辺や街路樹を基盤として生物相は成り立っています。その基盤を増やすことが生物に多様性を豊かにするので、「活用」ではなく「増加」と記載すべき。	p. 84	1	ご指摘を踏まえ、表現を見直します。	「緑地を生きものの生息空間や休息環境として活用するためには」を「緑地を生き物が利用しやすい生息・休息空間とするためには」に変更します。
54	方向性① 都市鳥の被害防止対策は仕方がないことだとは思いますが、ねぐらとなる街路樹の伐採等しても、他の場所に移動して同じことの繰り返しです。都市鳥も私たちとともに共生している生きものなので、これらが安心して住める場所を創造し、誘導することが必要です。いちごっこではなく、生きものの視点に基づいた根本的な対策を行う必要があります。花いっぱい運動は、さいたま市内の公共用地にどのような花を増やせば、生物の多様性が向上するのかを指針として表す必要があります。	p. 86	1	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
55	方向性① 赤坂沼は下水路が破損して下水が沼に混入しており、水質や生物の多様性が悪化をしているので、これらを改善し、生物の生息、生育、繁殖環境の保全を行うことを明記すべき。 大門上池調節池については、舗装や芝生化等により生物の多様性及び雨水等の浸透性が悪いので、近隣の芝川第一調節池のように生物の多様性に富んだ、その地域の生物多様性の核となるような調節池の環境に改修することを明記すべきです。 また、県の自然公園の枠を取り払い、広大な水田と谷戸を開発し、多くの自然環境を消失させた部分を少しでも、復活させる必要があります。	p. 92	1	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
56	方向性② 遊休農地を生物の多様性の生産地として保持する仕組みを制度化してください。いざというときは農地に戻す事ができるレベルに留めることが重要。	p. 95	1	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
57	計画の推進 進行管理 本計画は生物多様性の基本である「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる」計画がほとんど見当たりません。特にさいたま市の生物多様性の損失を止める手法については、全く計画されていません。これでは、さいたま市の自然は回復軌道に乗せるどころか、衰退するばかりです。また、この計画には、生物多様性基本法における地方自治体の責務もはたしていません。 その市と一体となって、自然の回復を行う市民や企業の役割を記して、さいたま市の自然を回復軌道に乗せることが必要です。	p. 95	1	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
58	計画の推進 進行管理 自然を直接回復させるための施策以外の部分について否定するつもりはありませんが、直接さいたま市の生物多様性を向上させる施策とその数値目標を明らかにし、さいたま市の生物多様性が向上したことを体感できるような施策の明記を求めます。生物の多様性を豊かにするための基本は土地政策です。生物が生息するためには、土地とその環境に見合った生物の生息が必要不可欠ですので、ネイチャーポジティブのポジティブをいくらか増やしたところで、基盤となるネイチャーを増やさなければ、ポジティブも増えません。 寄せ集めの資料と従来の計画の延長ではなく、政令指定都市としてふさわしいプランの作成をお願いします。	p. 95	1	生物多様性の向上には土地利用を含む基盤的な自然環境の保全・再生が不可欠であると認識しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
59	第3章 湧水の維持や復活 課題：斜面林の緑の保全(台地部の農地の保全、植生の改善)について、具体例として三貫清水(北区)をあげているが、P33荒川沿いの緑の拠点の最北端にある「秋葉の森総合公園」計画地内の湧水地でも同様に斜面林の緑の保全を進めるべきだと思います。	p. 32	1	具体例としては、三貫清水(北区)をあげておりますが、「秋葉の森総合公園」計画地内の湧水地でも同様に斜面林の保全が重要と考えております。	素案のとおりといたします。
60	第5章 さいたまみんなの生きもの調査では貴重なトンボなどがいる秋葉の森総合公園が調査対象となっておらずトンボや蝶が市内に存在することが示されていないので調査をし、発表、保護をしてもらいたい。トンボと蝶が調査対象となっているが蛍自生地もあるので調査を実施してもらいたい。	p. 52	1	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

61	「具体的な取組」に、「秋葉の森総合公園自然保護ゾーンで、各団体と連携し、県レッドデータブック掲載種等の希少な生きものの生息・生育環境の保全に努めます。」の一文を加えていただきたく存じます。 「秋葉の森総合公園自然保護ゾーン」では、希少な生きものを守るための活動が、水辺エリア・樹林エリアの双方で、公園管理者と上記大宮支部、日本野鳥の会埼玉、また、ときに複数の企業との連携・協働の下、行われています。さいたま市の生物多様性保全上、重要な活動と考えます。	p. 83	1	秋葉の森総合公園も、生物多様性として重要な拠点と考えておりますので、ご指摘の点については今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
62	「荒川エリア」にも湧水がなお存在しており、秋葉の森総合公園の南工区にも存在していますが、水量が減ってきています。かつてはメダカが多数泳いでいる姿が普通に見られました。こうした湧水環境を将来世代の子供達が引き続き楽しめるよう回復させ、守ってほしいと強く願います。「荒川エリア」『の』ネイチャーポジティブを考える上で、これは重要な施策と思います。 「荒川エリア」の「具体的な取組」に「荒川エリアの残された貴重な湧水を守り回復し、それをうまく活かした公園や水辺空間の整備を進めます。」を是非加えていただきたく存じます。	p. 83	1	秋葉の森総合公園も、生物多様性として重要な拠点と考えておりますので、ご指摘の点については今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
63	八潮市道路陥没とあるが、生物多様性や水環境を巡る国内外の情勢にどう影響があったのか？下水道管の陥没が水と生きものにそんなに影響したのか？全部河川に流れてしまったのか？三貫清水のように浦和区内に湧水（地下水）が湧き出ており、そこからPFOSが検出されたのか？ 記載を修正した方がよい。	p. 14	1	八潮市における下水道管の破損に伴い、上流部で未処理の汚水を河川に緊急放流したことから、水環境に関連する事象として記載しています。	素案のとおりといたします。
64	標高差は約20mで起伏に富んだ地形との記載があるが、これはどの場所と比較して起伏に富んだとしているのか？都内？大宮台地に複数の浅い谷？をつくり？深いではなく？（秩父市だったら、起伏に富んでいると言えそうだが。） 記載を修正した方がよい。	p. 21	1	比較対象は想定していませんので、文章を変更いたします。	「標高差は約20mで起伏に富んだ地形」を「標高差は約20mと小さく」と変更します。
65	「見沼田圃は・・・豊かな田園風景が残る・・・」とあるが、豊かな田園風景の定義は何か？豊かな田園風景とは安らぎや潤いを与えてくれる田園風景ではないのか。見沼田圃は耕作放棄地ばかりで豊かな田園風景ではない。地方のさびれた商店街の田園風景バージョンである。このプラン作成者は実際に足を運んだことがないのか。記載を修正した方がよい。	p. 24	1	見沼田圃は、広大な農地と、芝川や見沼代用水などの水辺、外縁部の斜面林が一体となった風景を豊かな田園風景と表現しております。	素案のとおりといたします。
66	「令和7年度時点で7.6%と国の目標である30%に比べると低い状態ですが、・・・地区別では目標値に近い地区もあります。」とあるが、目標値は市内全域で30%ということではよろしいか？	p. 26	1	本プランでは、さいたま市の保護地域の面積割合の目標値は設定しておりません。	素案のとおりといたします。
67	「令和6（2024）年度のアンケート結果からは、生きもの、自然、緑の豊かさは重要と思っている人が多いものの、ボランティアなど保全活動に行動を移せていないことが分かります。」とあるが、下図で自宅の緑化に励んでいる方が多くいらっしゃるのではないかと。ボランティアなど保全活動をしないから行動に移せていないと断言するのは、自宅の緑化に励んでいる方に失礼である。記載を修正した方がよい。（しかも、p43で庭に植えた蜜を持つ花がメジロを呼び寄せたりするなど、一般家庭や事業所におけるささやかな活動の輪が、地域の生物多様性の保全につながります。と記載しているのにも関わらず。目標も水辺や緑地の保全・再生活動に関心がある市民の割合なのに）	p. 36	1	ご指摘を踏まえ、表現を見直します。	「緑の豊かさは重要と思っている人が多いものの、ボランティアなど保全活動に行動を移せていないことが分かります。」を「緑の豊かさは重要と思っている人が多く、自宅の緑化活動は比較的盛んであるものの、ボランティアなど保全活動に参加している人は少ないことが分かります。」に変更します。
68	2030年のイメージとあるが、今と変わらないような気がする。市は現在のイメージをどう思っているのか、絵を記載してほしい。	p. 40	1	公園や屋上緑化により都市部の緑地を増やし、さいたま市を代表する河川環境、耕作地等を維持、太陽光などの自然エネルギーの活用が普及した街の様子をイメージしています。	素案のとおりといたします。
69	生きもの調査に参加した市民の延べ人数600人を目標としているが、130万人に対し延べ600人の目標はどうかと思う。だったら、p36のボランティア数の方がよいのではないかと。	p. 67	1	現時点で市が直接把握できる数値をもとに設定した目標となります。今後、より多くの市民の方に参加していただけるよう啓発してまいります。	素案のとおりといたします。
70	「化学肥料の使用を抑え、環境への負荷を軽減した農業への支援を行い、生物多様性に配慮した都市型農業の実現を目指します。」とあるが、化学肥料の使用は生物多様性にとって悪なのか。「有機農業など環境に配慮した農業」とあるが、さいたま市は、有機農業をしていない農家は悪とも言い合いなのか？	p. 77	1	本市では令和7年11月8日にオーガニックビレッジ宣言をし、観光農業と有機農業のお互いの農法を理解しつつ、有機農業を推奨して記載しております。	素案のとおりといたします。

71	全体を通して何をしたいプランなのかよく分からない。概要版で「本市の保護エリアは7.6%であり、30by30目標達成に向けた更なるエリアの拡大」とあるが、市内で増えれば30by30を達成するような書きぶりだし、生きもの調査に参加した市民の延べ人数、生きもの調査や保全活動に参加した企業・団体の数で2030年像のさいたま市のネイチャーポジティブがどうなる話ではないし、作るなら、もっと分かりやすくプランをつくってほしい。	全体	1	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
72	30by30は世界目標、日本で30by30を達成する必要があるとは言えない気がする。仮に行うとして、さいたま市でする意味があるのか？さいたま市のような都市部でするのが効果的か？日本の地方で行う方が効果的ではないか。だって、過疎で何もしなくとも勝手に自然が増えていくんだから。	全体	1	「30by30目標」は世界目標であり、国の目標でもあります。この目標を達成するには、さいたま市をはじめとした多くの自治体の協力なしでは達成できないことから本市の姿勢を示しています。	素案のとおりといたします。
73	自然共生サイト 西区の秋葉の森林総合公園自然保護ゾーンならびに公園南側湿地、その周辺を加えて下さい。市民団体・地元住民の地道な観察を調査により多くの絶滅危惧種の生息が確認されています。その保護と保全にも市民が尽力しています。湧水を水源とする里山の風景であり、自然生態系の見事な、そして希少なモデルといえます。	—	1	秋葉の森総合公園も、生物多様性として重要な拠点と考えておりますので、ご指摘の点については今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
74	エリア別計画の策定 秋葉の森林総合公園自然保護ゾーン他周辺を新たなエリアに加え、施策対象としてください。	—	1	秋葉の森総合公園も、生物多様性として重要な拠点と考えておりますので、ご指摘の点については今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
75	(3) 市内の保全が急務のいきもの生息・生育場の保全の観点からは、水田以外の湿地や草地、芝川の保全も重要なので、記載すべき。	p. 23	1	水田以外の湿地や草地、芝川の重要性についてのご指摘は承知しておりますが、本計画では対象範囲を既定の枠組みに基づき整理しており、現時点で記載の追加は予定しておりません。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
76	本文から2行目に、緑地や農地の縮小とあるが、面積的な話だけではなく一見すると緑地や農地があったとしても生きものが暮らしづらい環境に変容していることが原因で生きものが減少していることもあるので、課題として記載すべき。	p. 23	1	緑地や農地の質的な変化についてのご指摘は承知しておりますが、本計画では課題の整理を既定の枠組みに基づいて行っているため、現時点で新たな記載の追加は予定しておりません。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
77	写真の生きものは湿地性であり、当然、大変重要な種類ではあるが、樹林や草地、河川においても重要な生きものがまだ市内には生き残っているの、そういった種も市内の代表種として写真を載せてはどうか。	p. 23	1	本編以外のp. 105にも野生生物の写真に記載しておりますので、ご確認いただければと思います。	素案のとおりといたします。
78	芝川は感潮河川であり、重要な生きもの生息の場、海との連続性等の観点から大変貴重な拠点・骨格であるので(4)、(5)ともに記載を追加すべき。	p. 24	1	芝川の特性や重要性については承知しております。いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
79	生きもの生息・生育地となる河川やその周辺の湿地環境等、とあるが、生態系ネットワークの観点からは、他の環境(樹林や草地等)の保全も不可欠なので、追記すべき。	p. 57	1	生態系ネットワークにおける樹林や草地の重要性は認識しております。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
80	ウ持続可能な農地の利用 近年は農業による影響が高まっている。特に湿地性の重要種の保全においては水田における農業のあり方は喫緊の課題と思われる。生きものにやさしい農業の利用の在り方を検討し取り組むことを記載すべきではないか。	p. 60	1	p. 87に環境保全型農業の推奨を記載しております。	素案のとおりといたします。
81	芝川第一調節池など、自然は市域を超えてつながっており、市内において県の所管する自然の拠点もある。自治体間の連携・交流の記載はあるが、県との積極的な協同を進めることも記載すべきではないか。	p. 74, 75	1	いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。プランの推進にあたっては、県をはじめ他自治体との連携を図ってまいります。	素案のとおりといたします。
82	冬季湛水する水田が多いことが課題とされているが、冬季湛水することで恩恵を受ける重要な動植物が多い。冬季湛水が悪者になるような文章に見えるので、そうならないような文章に改めるべきではないか。	p. 87	1	冬季湛水が農家への負担等削減していることは十分に理解したうえで、生物多様性の観点からは環境保全型農業を推奨させていただいております。	素案のとおりといたします。

83	芝川第一調節池における取組（市の取組・県との協議）はないのか。	p. 89	1	芝川第一調節池も見沼田圃エリアにおける重要な水辺空間として方向性②の取組を行ってまいります。	素案のとおりといたします。
84	方向性② 「見沼田圃の観光資源である桜の下を散策できる日本一の桜回廊を活用し、賑わい創出に努めます」と書いてあるが、「ネイチャーポジティブの実現」や「見沼田圃を中心とした農地・里地生態系の保全」の具体的な取組として記載する文章としては適切ではないと思うので、削除してはどうか。	p. 89	1	桜回廊に関する記述については、地域資源の活用を示すものとして本計画の位置付けに基づき掲載しております。	素案のとおりといたします。
85	オオタカだけ環境省版のレッドデータのカテゴリーが記載されているのは違和感がある。記載するなら埼玉県版のカテゴリーも含め他の生きものにも記載すべき。	p. 105	1	ご指摘を踏まえ内容を見直します。	オオタカの環境省版のレッドデータのカテゴリーを削除いたします。
86	見沼田圃の生きものを代表して写真を載せるなら、キツネ、トウキョウダルマガエルなどの重要な種もいるので載せるべきではないか。また、魚類や植物の写真がないのは不自然。	p. 105	1	見沼田圃で撮影できた種を記載しております。	素案のとおりといたします。
87	今回（改定素案）は生物多様性の保全と健全な水循環の確保を目的に施策を再編するものと私は認識しています。それが、p6～20までは国内外の説明、p21～39は今まで市が取り組んできた事で、さいたま市の現状（生物多様性の危機）が書かれていません。さいたま市のことを知りたい！	全体	1	さいたま市の生きもののベース化等を取組みはじめるなど、さいたま市の生きものを把握できるよう取り組んでおりますので、今後の課題とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
88	近年の豪雨による浸透被害において、雨水の地下浸透は重要な施策の1つと思われます。しかるに、浸水時に危険な与野中央公園に新たな造る調節池はその考えて真逆な底面をコンクリートで固めたものかと、公共工事でそのような事は考えられません。芝川第一調節池を勉強して下さい。	p. 29	1	いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
89	「前頁41に揚げた3つの施策」とありますが、どこに書かれていますか？一番大事な施策の記述が無い。	p. 42	1	ご指摘を踏まえ、表記を修正します。	「2計画の方針」を削除します。
90	方向性①～③と分けた方向性の意味が不明。方向とは進むべき路、針路でこの分類はわかりません。ともあれ、この（改定素案）には、さいたま市の現状を明確にして、生物多様性を回復し、また、水循環を健全にするための具体的な施策が何ら書かれていないように思います。	p. 83, 86, 89	1	方向性①～③の区分は、本計画における施策整理の枠組みとして設定しているものであり、現時点で変更の予定はありません。また、具体的施策につきましては、各章において本市の現状と課題を踏まえて記載しているものです。いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

■ 集計結果

意見	提出者	数	9名
意見	項目	数	90件
修正	項目	数	12件